

エネルギー供給構造高度化法に係る電気事業者の非化石電源比率の  
算出方法について

平成 28 年 3 月  
電力・ガス事業部  
電力基盤整備課  
電力需給・流通政策室

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき定める非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者、同項第 9 号に規定する一般送配電事業者及び同法第 27 条の 19 第 1 項に規定する登録特定送配電事業者をいい、それぞれの小売供給に係る部分に限る。以下同じ。）の判断の基準における非化石電源比率の算出方法について、下記のとおり定める。

記

**1. 基本的考え方**

非化石電源比率の算出方法は、法第 1 条の目的の達成に資するよう、電気事業者による非化石電源の導入の促進の観点等を踏まえて定めるとともに、電気事業法第 29 条に基づき当該電気事業者が経済産業大臣に届出を行う供給計画との整合を踏まえることとする。

**2. 非化石電源比率の算出方法**

非化石電源比率は、総発電電力量に対する非化石電源による発電電力量の比率とし、有効数字 2 桁まで算出する。また、当該電気事業者が届け出を行った供給計画届出書様式第 32 第 2 表に記載の数値若しくはその算出に用いた数値を使用して算出する。

$$\text{非化石電源比率 (\%)} = \frac{\text{非化石電源による発電電力量}}{\text{総発電電力量}} \times 100$$

※総発電電力量は、以下の（1）及び（2）の合計から（3）を控除して算出する。

※非化石電源による発電電力量は、総発電電力量のうち、エネルギー源として法第 2 条第 2 項に規定する非化石エネルギー源を利用する電源による発電電力量とする。

（1）保有電源に由来する電気

（2）他者から調達した電気

他者から調達した電気については、以下の方法により化石・非化石別の電力量を算出し、（1）に加算する。ただし、揚水発電電力量のうち揚水分は控除する。

①化石・非化石が特定できる場合

契約等に基づき化石・非化石が特定できる場合については、当該契約等に基づき化石・非化石別の電力量を算出する。

②化石・非化石が特定できない場合

化石・非化石が特定できない場合については、総発電電力量に含めない。

(3) 他者に供給した電気

保有電源に由来する電気や他者から調達した電気であっても、他の電気事業者等に販売した場合（小売りしなかった場合）は、以下の方法により化石・非化石別の電力量を算出し、(1)及び(2)の合計から控除する。

①化石・非化石が特定できる場合

契約等に基づき化石・非化石が特定できる場合については、当該契約等に基づき化石・非化石別の電力量を算出し、それぞれ電源種から控除する。

②化石・非化石が特定できない場合

基本的には、保有電源及び他社からの調達分で特定する電源種の割合によって按分し、それぞれの電源種から控除する。

### 3. 附 則

この算出方法は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第58号）」に基づき電気事業者が平成29年6月30日までに経済産業大臣に提出する計画から適用する。

以 上

「非化石電源比率」の算定根拠資料  
(平成〇〇年度計画)

会社名

1. 平成〇〇年度における燃料種別々発電電力量 (発電端)

水力発電電力量	①	GWh
火力発電電力量	②	GWh
原子力発電電力量	③	GWh
新エネルギー等発電電力量	④	GWh
その他※	⑤	GWh
合計		GWh

①～④ : (保有電源に由来する電気) + (他社から調達した電気) - (他社に供給した電気)

⑤ : (他社から調達した電気) ※電源種が特定できないもの

2. 控除すべき電力量

揚水発電電力量 (揚水分)	⑥	GWh
---------------	---	-----

3. 非化石電源比率

非化石電源比率※	%
----------	---

※  $(①+③+④-⑥) / (①+②+③+④-⑥)$

備考 : 本資料は任意に提供されたものであって、情報公開法第 5 条の適用対象外とする。

「非化石電源比率」の算定根拠資料  
(平成〇〇年度実績)

会社名

1. 平成〇〇年における燃料種別々発電電力量 (発電端)

水力発電電力量	①	GWh
火力発電電力量	②	GWh
原子力発電電力量	③	GWh
新エネルギー等発電電力量	④	GWh
その他※	⑤	GWh
合計		GWh

①～④：(保有電源に由来する電気) + (他社から調達した電気) - (他社に供給した電気)

⑤：(他社から調達した電気) ※電源種が特定できないもの

2. 控除すべき電力量

揚水発電電力量 (揚水分)	⑥	GWh
---------------	---	-----

3. 非化石電源比率

非化石電源比率※	%
----------	---

※  $(①+③+④-⑥) / (①+②+③+④-⑥)$

備考：本資料は任意に提供されたものであって、情報公開法第5条の適用対象外とする。